



資産承継の場面における制度間の棲み分けと連携についての検討 一意思能力の喪失及び死亡後の意思実現に向けて一

石田, 健悟

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2017-03-25

(Date of Publication)

2018-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6819号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006819>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

論文内容の要旨

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	石田 健悟
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	資産承継の場面における制度間の棲み分けと連携についての検討— 意思能力の喪失及び死亡後の意思実現に向けて—
審査委員	主査 教授 窪田 充見 教授 浦野 由紀子 准教授 田中 洋

本論文は、自己の意思能力の低下ないし喪失後、そして、死亡後の本人の意思実現を目的として、どのような法的手段によって、どの範囲で、自ら決定をすることができるのか、さらに、そのような状況における事務管理はどのようになされるのかという問題意識に立って、特に、民法による規律と信託による処理との交錯に焦点を当てて検討を行うものである。こうした問題意識は、著者の実務家（司法書士）としての仕事を通じて形成されたものである。

本論文の中心部分は、「第1部 意思能力の低下ないし喪失後の意思実現」、「第2部 死後の意思実現」から構成されている。

まず、この第1部に先立って、著者の問題意識が示される。すなわち、意思能力の低下・喪失後の場面は後見法が対象とする領域であり、死後の場面は相続法が対象とする領域であり、両者は法的領域としては異なるものの、いくつかの具体例を示しつつ、両者をつなぐような形でサポートが求められる状況のあることが示される。そのうえで、意思能力の低下・喪失してから、死後にいたるまでを一連の問題として検討することが必要であるとの問題意識が示され、一貫して、本論文における基調をなしている。

第1部においては、本人の意思能力の喪失時の意思実現に焦点を当てて、主として、任意後見制度と民事信託の棲み分けと連携について検討がなされる。

まず、第1章では、任意後見契約における意思実現が取り上げられ、任意後見制度創設前の議論にまで遡って検討がなされ、任意後見契約の意義を評価しつつ、「適切な時期における任意後見契約の発効」の実現をいかに担保するかという運用上の問題があることが示される。続いて、任意後見制度と法定後見制度の関係が検討される。さらに、任意後見契約に内任する契約法理に焦点を当てて、任意後見契約の中にどの程度まで財産給付条項を盛り込むことができるかが検討される。そこでは、任意後見契約が契約法理の適用を受けつつも、後見法理による制約が存在することが示される。

続いて、第2章では、民事信託による意思実現が取り上げられ、民事信託についての基本的な法律関係を確認したうえで、委託者の主観からみた意思凍結の説明、受益者の主観からの信託の効力維持の説明に対する検討がなされる。そのうえで、任意後見と民事信託は互いに同じ場面で利用することが可能であることをふまえて、両者の連携スキームが検討される。そこでは具体例に則した検討がなされ、任意後見契約による身上監護等とそれに伴う財産管理とともに、民事信託を用いて後見的要素を離れた裁量的な要素を含む財産給付を実現するといった、両制度の具体的連携の可能性が示される。そして、最後に法定後見制度と信託との関係が検討される。そこでは、後見制度支援信託が増加しているが、

これ以外の信託についても、本人の余剰資産の状況しだいでは、信託により本人の意思実現に資することもあり、裁判所による柔軟な判断が求められることが指摘される。

第2部においては、民事信託、遺言、契約を主たる材料として、死後の意思実現のために、どのような制度によって、どのようなことまでを事前に取り決めておくことができるのかという問題が検討される。

まず、第1章では、死後の財産の段階的な給付という観点から、最初に、後継ぎ遺贈をめぐる従来の議論と判例が分析される。続いて、信託法上の後継ぎ遺贈の位置づけについて検討がなされる。平成18年の信託法改正により、受益者連続型の信託について明文の規定が置かれ、信託によるのであれば後継ぎ遺贈は可能であるといった説明に接することもあるが、著者は、詳細な分析をしたうえで、そこには課題が多く残されており、これにより後継ぎ遺贈が実現できるとする評価に対しては慎重な態度を示す。そのうえで、民法上の後継ぎ遺贈に対する否定説と受益者連続信託の関係について検討する。ここでは、具体的な問題として、特に、遺留分減殺請求権、長期的な財産処分への制約等に即しての検討がなされる。さらに、信託法と民法のそれぞれにおける事務執行者の法的地位と裁量権が取り上げられる。ここでは、特に遺言執行者を中心に、その法的地位と権限について、従前の議論のほか、現在作業が進められている法制審議会民法（相続関係）部会の議論についても検討が加えられる。その他、本章においては、遺言における受遺者の処分権の制限、後継ぎ遺贈型受益者連続信託商品の現状、飛越し遺贈について検討がなされている。著者は、そうした検討をふまえたうえで、「信託から戻って再度民法的視点から考える」姿勢の重要性を指摘しつつ、そのひとつのツールとして、飛越し遺贈を位置づける。

続いて、第2章では、死後の財産の定期給付における契約法、遺言法、信託法との関係が取り上げられる。ここで出発点となっているのは、本人が死亡した場合に備えて、いくつかの方法が考えられ、それぞれによってどのようなことが可能となるのかという問題意識である。まず、死後に効力を生ずる契約については、死後事務委任に関する議論と判例が検討され、相続法の体系と齟齬をきたさないためには、遺言事項に該当する事務は遺言によらなければならない、死後事務委任契約として委任者の地位が相続人に承継されるのは、遺言事項以外のものに限るべきだという方向が示される。さらに、本章では、死後事務の費用、預託金についての信託の設定、死後の財産の定期給付を契約で行う可能性、信託による死後の財産の定期給付等について検討がなされている。これらの検討をふまえたうえで、被相続人の委任者たる地位を承継した相続人の任意解除権の行使を制限することができるかが特に問題となし、原則として、そうした任意解除権が認められるが、それをあえて制限しても、被相続人の意思による拘束を認めるに値する「死に密接に関連する事務」の範囲に限りて事務委任契約の内容とすることができるとする。そして、その範囲は、民法885条の相続財産の費用として認められる範囲にとどまり、死後の財産の定期給付を契約によって実現することは難しいという著者の立場が示される。

論文審査の結果の要旨

本論文の問題意識は、すでに論文内容の要旨に示したところであるが、その問題意識は、二つの軸によって立体的に構成されていると理解することができる。

まず、第一の問題意識は、意思能力の喪失後と死亡後の意思実現を、連続的な問題状況として、そこでの対応を考えるという問題意識である。もちろん、本人自体は存在している意思能力の喪失後の法律関係と、権利主体としての本人がすでに失われている死亡後の法律関係は、その基本的な性質を異にするものであることは言うまでもない。にもかかわらず、本人の立場を前提として、自らの能力喪失後、死亡後についてさまざまなことを決めておきたいという希望は十分に考えられ得るものであるし、法律の専門家として、そうした希望に対して、どのような対応をなすことができるのかという観点からは、こうした二つの問題領域を連続して取り上げるということについては、一定の説得力が認められるものと思われる。特に、この第一の問題意識は、著者の実務家としての経験によって強く基礎づけられているものと言えるだろう。

次に、第二の問題意識は、民法と信託法との関係である。後継ぎ遺贈における議論に典型的にみられるように、信託法における受益者連続信託についての明文規定の導入により、ともすると、民法ではできなかった後継ぎ遺贈が可能となったといった安易な説明に接することもある。しかし、著者が一貫して問題としているのは、単に、信託であれば本当に可能なのかといったことだけではなく、なぜ民法ではできないことが信託であれば可能なのか、民法ではできないとされている実質的理由と信託との関係はどうかという、より掘り下げた両者の関係である。この第二の問題意識についても、出発点としては、著者の実務家としての経験があると思われるが、より理論的な性格の強い問題だと考えられるだろう。

このような二つの軸としての問題意識によって、本論文は、能力喪失後・死亡後と、民法・信託法という形で、立体的な構造のものとして組み立てられている。こうした問題意識と論文の全体構造は、それ自体として、説得力を有し、魅力的なものであるということをも最初に確認しておきたい。

そのうえで、本論文の意義については、特に、以下の3点を示しておきたい。

第1に、対象範囲の広い本論文であるが、論文全体を通じて、個々の論点については、従前の議論が丁寧に参照され、また、それに対する著者の分析も、奇をてらうところのない冷静なものだという点が指摘される。こうした点は随所にみられるが、たとえば、任意後見制度と法定後見制度についての分析（第1部第1章）、法定後見制度と信託についての分析（同第2章）、受益者連続信託についての分析（第2部第1章）、死後委任事務につい

ての分析（同第2章）は、そうした具体例として挙げられるべきものであり、それぞれの部分は、独立の内容としても、それ自体学問的な価値を有し、知的興味を惹くものであると思われる。

第2に、一貫して、複数の制度の関係について、それぞれの制度について詳細な検討をふまえたうえで、具体的に、どのような棲み分けが可能なのか、どのような点について、どのように組み合わせることで目的が達成できるのかという点が強く意識され、検討されているのは、本論文の特に高く評価されるべきところであると思われる。たとえば、後継ぎ遺贈をめぐる問題では、もっぱら民法研究者による後継ぎ遺贈に関する議論、もっぱら信託法研究者による受益者連続型信託についての議論をふまえつつ、両者の関係について、そこに本質的に存在する問題に焦点を当てつつ、制度設計のあり方を論じており、魅力を有するものとなっている。こうした複合的な制度間関係についての問題意識は、民法と信託法についてだけでなく、民法内部でも、相続法と契約法との関係を論ずる場合にも意識されている。

第3に、やや抽象的なこととなるが、本論文が、上述のように、著者の実務家としての経験に支えられ、一貫して、実務家としてどのように対応したらよいのかという問題意識を抱えつつ、分析や検討においては、それ自体として、学問的に十分に質の高い水準に到達していることは、高く評価されるべきものと思われる。

もちろん、本論文についても課題は残されているだろう。論文の中でも言及されているように、現行法の理解についても不透明な部分として残されているところは少なくない。また、後継ぎ遺贈における基本的な法律関係や、死後の事務処理についての委任契約で可能な範囲（特に、遺言事項との関係）等、著者の理解や見解をそのまま受け入れることができるのかについて、なお検討の余地が残されているところもある。

もっとも、これらの点は、著者の問題というより、現在のわが国の法律やその解釈論が抱えている問題だということもできるだろう。これだけ幅広い問題を対象としている以上、そうした課題が残されていることは当然であり、むしろ、そうした課題を明確にしたという点に、本論文の意義を認めるということも可能かもしれない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である石田健悟氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成29年 2月27日

審査委員 主査 教授 窪田 充見
教授 浦野 山紀子
准教授 田中 滌